

7 月 NEWS

(1) 税制情報

今回は消費税率引上げの際、旧税率で計算した代金を相手方に請求したものの新税率による税込金額が入金された時の対応についてご紹介致します。

1. 消費税率引上げの際、売手の適用税率で仕入税額控除が基本となります

消費税率引上げの際、旧税率で計算した代金を相手方に請求したものの新税率による税込金額が入金され請求と異なる際には、原則としては過大に受けた税率差相当額を返金することになりますが当事者間で資産の譲渡等の時期について確認作業が必要となります。売手と買手の計上基準が異なっても適用税率は一致となります。

※異なる金額が入金…買手側のシステムが施行日に新税率対応用に切り替わり、施行日以後の仕入について機械的に一律新税率により処理されること等が背景にあるようです

売手が出荷基準、買手が検収基準を採用している場合など、事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の消費税の適用税率の考え方は以下のようになります。

- ① 売手（出荷基準を採用）より 2019 年 9 月 30 日までに出荷された商品に旧税率 8% に基づく消費税額等を記載した請求書を送付。

買手（検収基準を採用）では 2019 年 10 月初旬に仕入を計上したものであっても、2019 年 10 月 1 日前に出荷された商品は旧税率 8% が適用されますので、仕入税額控除の計算は旧税率 8% にて行うことになります。

- ② 売手が出荷基準に基づき旧税率を適用して代金を請求したものの、検収基準を採用している買手から新税率による金額が入金。基本は売手が認識した資産の譲渡等の時期の適用税率にて仕入税額控除の計算を行い過大に受けた税率差相当額を返金となる。

しかし、当事者間で改めて取引が行われた日（資産の譲渡等の時期）を確認した結果、2019 年 10 月 1 日以後に行われた取引であると両者間で確認した場合は、売手・買手ともに新税率 10% を適用して計算することになります。

- ③ 2019 年 10 月 1 日以後の課税仕入から、区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。この点、区分記載請求書等保存方式では「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した税率対価の額」について仕入側による追記を認めています「対価の額の変更」の追記対応は認めていません。

そのため売手は、新税率 10% が適用される取引である事を明らかにする通知書の交付や請求書の出し直しなどの対応が必要となります。

(2) 7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
7月10日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (源泉所得税について年二回納付の特例適用者は、1月～6月までの徴収分を納付)
7月16日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付(第一期分)
7月31日	5月決算法人の確定申告
7月31日	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
7月31日	法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
7月31日	11月決算法人の中間申告
7月31日	消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告
7月31日	消費税年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告
7月31日	固定資産税(都市計画税)の第二期分の納付

(3) スタッフの一言

日ごとに陽射しも強くなり、木陰の恋しい季節になりました。

梅雨が明けると本格的な暑さになり、熱中症など体調を崩しやすくなりますので

皆様くれぐれも無理をなさいませんかようお体ご自愛下さいませ。

担当 木須